

# 時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百八十三號  
明治廿三年三月四日 水曜日  
夜唐庚寅正月十四日 (甲申)

出刊時間  
入部時間  
月入部時間  
年入部時間  
(西曆一千八百九十年)

時事新報定額  
時事新報ハ一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價遞  
送費付左ノ如シ  
一 一月前金五十圓 ○三月前金六十圓 ○六月前金七十圓  
一 一年前金六十圓  
○時事新報ハ直送ニ郵費ニテ送送スルモノニ限リ右定額外ニ  
一月十五圓ノ送費ヲ加ス  
時事新報廣告代價金  
一行五號活字在四角 一日 一圓 二日 一圓二角 七日以上  
一行 二角 十日 二圓一角 十日以上 二圓五角

月曜日并大祭祝日の翌日等休刊の休刊日に限り  
時事新報配達の求めに應ず此場合は新報代價一箇月  
前金八圓にして地方に郵送する分は此外貼用する郵  
便印紙の代價を申受可し

## 選に學問の力に勝つと能はず

日本商業上の仕組は維新の前後より引續き多少の變  
遷内外の交渉ももに繁雜に起きたりしが此際外國  
貿易等にて新事業に従事して寒貧より暇に身代を造り  
今は盛なたる紳商とありて經濟社會に重んぜらるるも  
の少なからず蓋し風雲に際會して天下を掌握する古の  
英雄豪傑は幾多の艱辛を排して自から能く立つ者  
れば多しは拔群の才能を備へて有實ともいふべき  
ものありと雖も今の紳商則ち累世が維新變革の頃に  
徒手空拳を揮ふて身を立て家を興したるは果して由來  
する所の才能ありしやと云ふに我輩は決して然りと  
する能はず抑も人生の事を成すや競争ありしや  
なし唯ふれあるが爲めに必身を備へて各種の勉強  
を排せんとせざるを得ざるも無人の境に入りて馳  
驅進退するは何人も取て難しとする所非ざるなり維  
新前後商運變革の當時に於て彼等商人は如何なる競争  
に出逢ひたるや資力あり熟練ある者世に少からざり  
しかども唯祖傳の家法を墨守して容易に動かさる  
者のみなれば唯唯然る獅子と回轉して取て危  
を加ふるに非ず其餘は士族の類にして學識あり才幹  
あり若しも正々堂々の陣を以て相対するべきは  
所詮相討難しと雖も幸にして此族は生來者なれば  
利を知らず治國平天下の一方に志して議論獨り高く  
武士は喧ねと高揚技一を以て得々自ら誇り争ひの策  
の如きは有るまじき下賤の所爲として互利目前に構は  
るも雖も之を視るも敵愾の如く素明人と伍を同らし  
て競争の仲間入りせんは更には存し難し亦かりし  
れば彼等商人の爲す所は蓋も人の怠慢に乗じて奇利  
を占斷したる迄にして本業商賣上の技術見識にては特  
に見る可きものなく唯手先の才を以て俗事を料理し  
偶然の僥倖を得たるのみを稱して俗事と云ふも可  
らな可讀者或は我輩の言を以て漫に今の紳商を批評す  
るものと誤解するもあらんかなれども試に其今日の生  
活散財の趣を一見しても當初の事情を推察するに足る  
可し常々官邊の嚴命に畏れ種々様々の體論も服従して  
心に思はぬを投すると比われども私に發起して世の  
文明を助けたる者あるを問かず未來の衛生を願ふ

## 官報

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

警察令第五號  
明治十八年(一月)甲第一號布達並明治二十一年(十二  
月)警察令第十九號中左ノ通改正ス  
一 第一條布達中(之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ  
處セラル可シ)ナ(之ヲ犯シタル者ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十  
圓以上一圓二十五圓以下ノ科料ニ處ス)  
警察令第十九號中  
第八條 本則ニ犯シタル者ハ左ノ區別ニ依り拘留又  
ハ科料ニ處ス  
一 第一條第二條第四條ハ刑法第四百二十七條第  
八項ニ依り一日以上三日以下又ハ五十圓以上  
一圓二十五圓以下  
二 第三條第五條第六條第七條ハ刑法第四百二十  
七條第八項ニ依り二十圓以上五十圓以下  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

明治十九年(一月)甲第一號布達並  
明治廿三年三月三日 警視總監子爵田中光顯  
○警視廳告示第五號  
明治十八年(十月)告示第十一號子爵  
三月三日 警視總監子爵田中光顯  
○警視廳告示第五號  
明治十八年(十月)告示第十一號子爵  
三月三日 警視總監子爵田中光顯

○橫濱鐵絲貿易事情(前號の續)  
十九年開生絲相場の高低(續) 十二年伊勢鐵絲の不作  
により六百七十五圓以上に達し少しく引落し後五  
百八十圓以下とある此年内商始めて直輸を許す  
三年、二月下旬六百八十圓に上りし又下落して四  
百四十圓となる 十四年、支那鐵絲不作の高め六百二十  
圓に上り年末に至り引落し後四年末の在荷一萬七千七百  
餘圓なり此年九月聯合生絲協會の罷業ありしも忽  
ち罷業を生じ僅かに二箇月を経て解業せり 十五年  
一月下旬五百圓より六月に至り五百四十圓近くとな  
り又下りて四百八十圓以下となり九月五百十圓に上  
り又小波み 十六年、五月四百六十圓に下りしが六  
月佛國鐵絲の思はしからざる電報あり新絲の時又は  
五百六十圓の上に出でしが十一月には下つて四百二  
十圓とあり 十七年、支那鐵絲流行の風説あり五  
月上旬五百圓に進みし間もなく佛國の鐵絲結んで解  
け支那を血を流し支那に新絲取引へ四百二十圓に  
過ぎ歩戦争の最も激し頃には四百圓以下に落ち歐洲  
市場の支那鐵絲は滞り横濱の在荷も一萬三千内外を  
以て年を越したり 十八年、二月には前年七月より  
二十圓上りしが三月下旬以來アノカニスタン占領の  
件に付英露の間に隙を生じて動もすれば平和を破ら  
ん勢あり加入るに伊清兩國とも蓋し工作ありしが  
は愈々下落して七月に至り三百六十圓以下となり明  
治八年の最低價より猶ほ低きと二十餘圓なり而して  
歐洲全般の商業も頗る不振にして景氣回復の見込ど  
ては更に立たず十月乃至り歐洲の鐵絲は其最低に達  
し在荷殊に少敷なりし頃伊國商人買入れを始め十一  
月初めより稍々騰貴の模様を現はせり 十九年、前  
年末より次第に上つて二月には五百九十圓迄に至り  
しが新絲の頃には又落ちて四百八十圓となりし折柄  
伊國鐵絲の報及支那鐵絲減量の説をなすものあり八月  
下旬は外國爲替相場異常に下落したれば漸次回復の  
色あり十月下旬歐米市場好況の報あり十一月六百五  
十圓以上に騰りたり此時取引高も頗る巨額ありしが  
一方よりは出荷も益々加はりて年終在荷は二萬二千  
四百圓ありし 二十年、二月獨佛戦争の噂あり五月  
伊佛の齟齬上作の報に接し新絲の頃は四百八十圓に  
下りたる間もなく伊國鐵絲一割二分減量の報あり八  
月中旬佛國に投機商現はれ一時好況を呈し八月下旬  
五百八十圓近くに進みしが歳晩に至り米國市場に安  
値先買をなすものありとの報に接し市況稍々振はす  
二十一年、前年末より不振なりし上に三月中旬獨逸  
帝崩し歐洲の人心安からず然かのみならず佛伊齟齬  
が清國の鐵絲二期を促したる報あり七月下旬佛國市

場生絲買占めの  
先買が進み十月下  
る折佛國と同く  
再び買進み五百二  
多かりし二十年  
絲前の在荷は一千  
さり十一月十九日  
六百十五圓の少下  
れば平均百圓の方  
せしと佛國大博覽  
の盛況不出來にし  
因れり  
以上十九年間の相場  
の跡を推せば需用供  
の最も多き時期には  
新絲前などはいつ  
又横濱鐵絲の邊境は  
勿論のとされども其  
は横濱在荷の外商に  
引に因り成り立つも  
場歐米の市場より高  
の好景氣なるを聞き  
の取引は取て高きに  
出地よりも高き時は  
なり

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川

○龍野の醬油、官私  
關西の産産として關  
東に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川  
越に於て昨今の相場  
廉にして昨今の相場  
淡く味甘きを以て本  
造するものは其色濃  
より三十八圓迄これ  
れば製するものも  
なる得意場は大坂を  
ぎ大坂向は總輸出の  
據は從來龍野より川